

静岡市授産製品販売事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内の授産施設、特別支援学校、事業所等（以下「事業所等」という。）において障害者が製作した製品（以下「授産製品」という。）を展示し、販売することにより、障害者の就労支援並びに障害者及びの障害に対する理解の促進を図るため、指定店舗において授産製品販売事業を実施する法人に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例（平成18年静岡市条例第5号）、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定店舗 授産製品販売事業を適正かつ効果的に実施する場所として市長が指定する店舗をいう。
- (2) 授産製品販売事業 指定店舗において授産製品を販売するとともに、その売上金の全額を当該授産製品が製作された事業所等に配分する事業であって、障害者の就労支援並びに障害者及びその障害に対する理解の促進に資すると認められるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法人で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、授産製品販売事業で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、人件費、消耗品費、賃借料等の経費（授産製品の購入経費を除く。）で、市長が必要があると認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に相当する額の範囲内において、市長が定める額とし、464万7,000円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、授産製品販売事業補助金交付申請書（様式

第1号)に次に掲げる書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書 (様式第2号)
- (2) 収支予算書 (様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、授産製品販売事業補助金交付決定通知書 (様式第4号) により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号いずれかに該当する場合は、補助金の交付を決定しない。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者 (以下「補助事業者」という。) は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ授産製品販売事業変更・中止・廃止承認申請書 (様式第5号) に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書 (様式第2号)
- (2) 変更収支予算書 (様式第3号)

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、授産製品販売事業変更・中止・廃止承認通知書 (様式第6号) により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき (補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。) 又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに授産製品販売事業実績報告書 (様式第7号) に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書 (様式第8号)
- (2) 収支決算書 (様式第9号)

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決

定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、授産製品販売事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

（概算払）

第14条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者が前項の規定により概算払を請求するときは、授産製品販売事業補助金概算払請求書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

（1）資金計画書（様式第12号）

（2）前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 概算払により交付した補助金の額と第12条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

（消費税仕入控除税額に係る取扱い）

第14条の2 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

（1）補助金の交付を受けようとする者は、第7条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（2）補助事業者は、第9条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

（3）補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合

にあつては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第8条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

授産製品販売事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称 ㊟
代表者氏名
電 話

補助金の交付を受けたいので、静岡市授産製品販売事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 事業の名称
- 2 交付申請額 円

様式第2号（第7条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

1 事業の名称

2 運営主体

3 開設場所

4 運営体制

| | |
|------|----------------------|
| 開設期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 営業時間 | 時 分 から 時 分 まで |
| 休日 | |
| 職員数 | 人 |
| 勤務体制 | |

5 事業計画

| | |
|---------------|-----------|
| 販売品目 | |
| 参加予定 事業所数等 | 事業所 団体 |
| 売上金 処分方法 | |
| 事業内容 | |

様式第3号（第7条、第9条関係）

収支予算書（変更収支予算書）

1 運営経費等

| 項目 | 予算額 | 内容 |
|--------|-----|----|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 運営経費等計 | 円 | |

2 財源

| 項目 | 予算額 | 内容 |
|-----|-----|----|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 財源計 | 円 | |

様式第 4 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

授産製品販売事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、静岡市授産製品販売事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり交付の決定をしたので通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
 - (1) 交付申請書及び添付書類に記載した内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときはあらかじめ市長の指示又は承認を受けてください。
 - (2) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後 5 年間保管してください。
 - (3) 補助事業の遂行に当たっては、静岡市補助金等交付規則及び静岡市授産製品販売事業補助金交付要綱を遵守してください。
 - (4) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
 - ア 要綱第 9 条の実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）

を補助金の額から減額して報告すること。

イ 要綱第9条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

（ア） 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

（イ） （ア）に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

4 その他

（1） 補助事業が完了したとき、又は交付決定に係る年度が終了したときは、速やかに事業の成果を記載した実績報告書等を提出してください。この実績報告に基づき、最終的に交付額が確定します。

（2） 補助金の目的外使用など、法令若しくは静岡市補助金等交付規則等に違反し、又は市長の指示に従わない場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めることがあります。

様式第5号（第9条関係）

授産製品販売事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
申請者 名称 ㊦
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 静保福障福第 号にて交付の決定を受けた補助金に係る事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、申請します。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 変更交付申請額 円
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

授産製品販売事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金に係る事業の内容の変更（中止・廃止）については、次のとおり承認することとしたので通知します。

- | | |
|-------------|---|
| 1 変更前の交付決定額 | 円 |
| 2 追加（減額）決定額 | 円 |
| 3 変更後の交付決定額 | 円 |

様式第7号（第11条関係）

授産製品販売事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
報告者 名 称 ㊦
代表者氏名
電 話

年 月 日付け 静保福障福第 号にて交付の決定を受けた補助金に係る事業が完了したので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額 円

様式第8号（第11条関係）

事業報告書

1 事業の名称

2 運営主体

3 開設場所

4 運営実績

| | |
|---------|-----------|
| 営業日数 | 日 |
| 売上金額 | 円 |
| 売上点数 | 点 |
| 参加事業所数等 | 事業所 団体 |
| 実施事業 | |

様式第9号（第11条関係）

収支決算書

1 運営経費等

| 項目 | 決算額 | 内容 |
|--------|-----|----|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 運営経費等計 | 円 | |

2 財源

| 項目 | 決算額 | 内容 |
|-----|-----|----|
| | 円 | |
| | 円 | |
| | 円 | |
| 財源計 | 円 | |

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

授産製品販売事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 静保福障福第 号により決定した補助金の交付については、次のとおり確定したので通知します。

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第11号（第14条関係）

授産製品販売事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
請求者 名 称 ㊦
代表者氏名
電 話

平成 年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金について、静岡市授産製品販売事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり概算払による交付を請求します。

- 1 事業の名称
- 2 概算払請求額
- 3 概算払を請求する理由
- 4 概算払の金額及び時期

円

様式第12号 (第14条関係)

資金計画書

(単位：円)

| | 収入 | | | 支出 | | | 差引残額 |
|-----|------------|------------|-----|-----|------------|-----|------|
| | 補助金 収 入 | その他 収 入 | 収入計 | 人件費 | その他 支 出 | 支出計 | |
| 4月 | | | | | | | |
| 5月 | | | | | | | |
| 6月 | | | | | | | |
| 7月 | | | | | | | |
| 8月 | | | | | | | |
| 9月 | | | | | | | |
| 10月 | | | | | | | |
| 11月 | | | | | | | |
| 12月 | | | | | | | |
| 1月 | | | | | | | |
| 2月 | | | | | | | |
| 3月 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

様式第13号（第14条の2関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

住所 $\left(\begin{array}{l} \text{法人あつては、その主たる} \\ \text{事務所の所在地} \end{array} \right)$
報告者 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、その名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ ⑩
電話

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市授産製品販売事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円